

船舶事故調査報告書

平成30年7月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（かき筏）
発生日時	平成29年12月15日 04時30分ごろ
発生場所	広島県廿日市市地蔵ヶ鼻東北東方沖 亀石灯標から真方位036° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 18.6′ 東経132° 18.6′）
事故の概要	プレジャーボートRINONは、南西進中、かき筏に衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート RINON、5トン未満（長さ7.77m）
船舶番号、船舶所有者等	260-42338広島、有限会社宮島口新聞販売所
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船首部外板及び船外機プロペラシャフトケースに擦過傷 かき筏 竹材の角部に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：07時09分 月出時刻：04時04分、月齢：26.6
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、新聞配達のため、廿日市市 厳島港の宮島3号棧橋（以下「本件棧橋」という。）に向けて広島県広島港第3区を出港した。</p> <p>本船は、船長が、14日に航行したGPSプロッター上の航跡を参考にレーダーを見ながら、約25ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で廿日市市阿品沖を手動操舵により南西進した。</p> <p>本船は、廿日市市宮島口沖で約20knに減速し、船長が、本件棧橋に向けて変針する際、宮島口地区港湾整備の目的で設置された浮標（以下「本件浮標」という。）を右舷船首方に見て左舵を取ったところ、かき筏（以下「本件かき筏」という。）に衝突した。</p> <p>船長は、宮島口沖をこれまでに幾度となく航行した経験があり、本件かき筏の存在を知っていた。</p> <p>船長は、本件棧橋に向ける際、右舷船首方の本件浮標から岸壁にかけてオイルフェンスが敷設されており、接近すれば危ないと思っていたので、レーダーで本件浮標を確認することに気を取られていた。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していなかった。</p>
分析	本船は、宮島口沖を約20knの速力で南西進中、船長が、本件棧橋に向けて変針する際、レーダーで右舷船首方の本件浮標を確認するこ

	<p>とに注意を向け、左舷方の見張りを適切に行っていなかったことから、本件かき筏が左舷方間近にあることに気付かずに左舵を取り、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、宮島口沖を約20knの速力で南西進中、船長が、本件棧橋に向けて変針する際、レーダーで右舷船首方の本件浮標を確認することに注意を向け、左舷方の見張りを適切に行っていなかったため、本件かき筏が左舷方間近にあることに気付かずに左舵を取り、本件かき筏に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の方向のみに注意を向けることなく、常時適切な見張りを行うこと。 ・ 航行に慣れた航路においても、安全な速力で航行すること。 ・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を着用すること。